

2019年10月1日(火)13:30-15:20

明治大学「ジェンダーと法」

LGBTIQ+ / SOGI

をめぐる法律問題

谷田川 知恵

1

社会規範としての 生物学的性別

社会規範としての生物学的性別

「性別は男／女の2つしかない」

その性別として「正常」とされたければ、

①に合わせて②～④を揃えよ

→ 男性中心ジェンダー構造の支柱

①生物学的
性別

②性別の
自己認識

③性役割の
受容

④性愛の
対象

男性

男性

男らしい
(女を従える)

女性

女性

女性

女らしい
(男に従う)

男性

社会規範としての生物学的性別

①から④が揃わない人々は
「異常」「非常識」「不道徳」「犯罪者」とされ、
プライバシー権、婚姻する権利、労働権、
教育を受ける権利等の基本的人権が
十分に考慮されてこなかった

- ①にずれ: 生物学的「異常」、性分化疾患(インターセックス)
- ②: 精神医学的「異常」、性同一性障害(GID)
- ③: 「非常識」、男／女らしくない
- ④: 「不道徳」「犯罪」、同性愛者・両性愛者

2

LGBTIQA+ / SOGI

LGBTIQA+

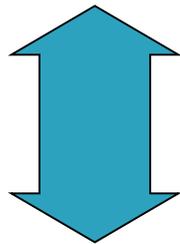
- ▶ L レズビアン
- ▶ G ゲイ
- ▶ B バイセクシュアル(両性愛)
- ▶ T トランスジェンダーTG(性同一性障害者GID<性別違和GD)
FtM(女性の身体と男性の心)、MtF(男性の身体と女性の心)
- ▶ I インターセックス(性分化疾患)
- ▶ Q クイア(蔑称:変な人)／クエスチョニング(性自認不明確)
- ▶ A アセクシュアル(無性愛)
- ▶ + etc.

▶ 「自己肯定的、問題の顕在化」 ⇔
▶ 「多数派から少数派へのラベリング」

SOGI

- ▶ SO セクシュアル・オリエンテーション(性的指向)
- ▶ GI ジェンダー・アイデンティティ(性自認)
- ▶ GE ジェンダー・エクスプレッション(性表現)

▶ 「すべての人を当事者にする言葉」



▶ 「少数派自らの肯定的意味づけを弱める」

今日、SOGIの多様性認知される傾向

- ▶ 電通2015年調査、LGBTは7.6%
- ▶ (前回2012年調査では5.2%)

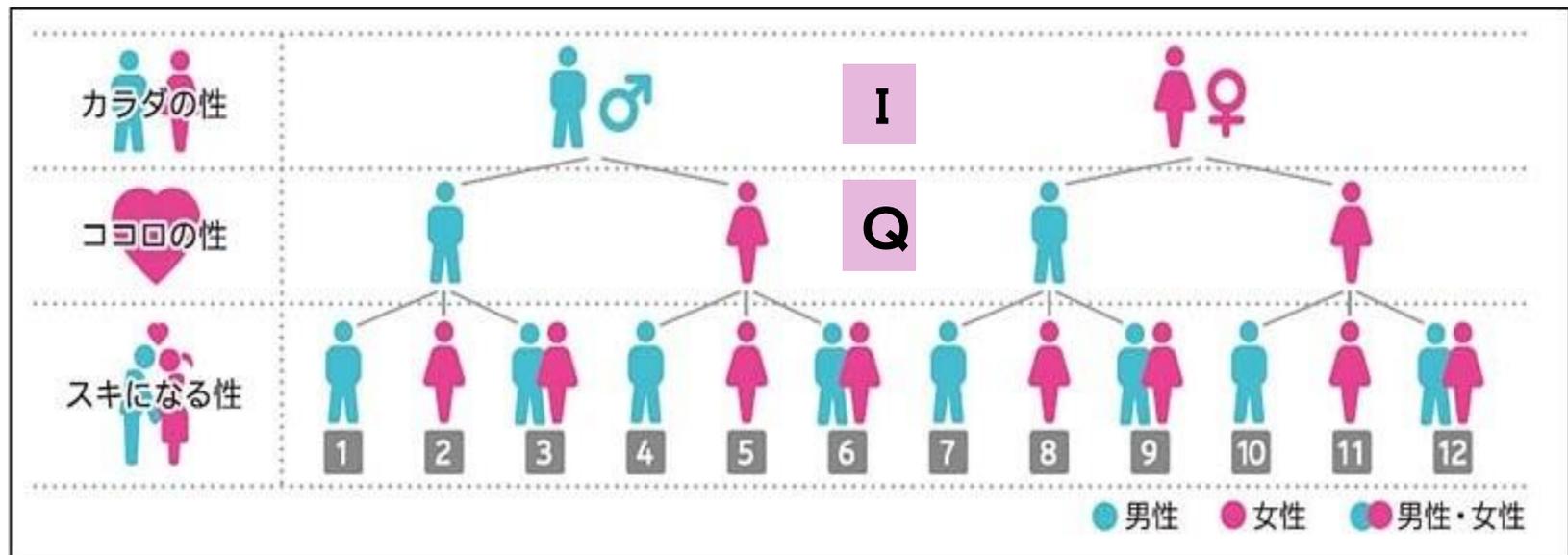


図: 電通ダイバーシティ・ラボ制作「セクシュアリティマップ」に「I」「Q」加筆

電通2012年調査5. 2%の内訳

三成・笹沼・立石・谷田川『ジェンダー法学入門[第2版]』(法律文化社・2015年)7頁より

LGBT全体	5.2%
L (レズビアン)	0.1%
G (ゲイ)	0.3%
B (バイセクシュアル)	0.7%
T (トランスジェンダー)	4.1%
TG (トランスジェンダー) (身体変更意思なし)	3.4%
TS (トランスセクシュアル) (身体変更意思あり)	0.7%
MTF (生まれたときの身体が 男性で性自認は女性)	2.5%
FTM (生まれたときの身体が 女性で性自認は男性)	1.6%

生物学的性別は絶対的？

- ▶ 人により性自認や性的指向は多様でも、
生物としての性別は、男女2種類しかない？

性分化疾患／インターセックス

三成・笹沼・立石・谷田川『ジェンダー法学入門[第2版]』(法律文化社・2015年)7頁より

① 生物学的な性別の多様性

医学的症例としての「正常／異常」		生物学的特徴・表現型・特徴／傾向			
性腺	正常	女性外性器＋卵巣（女性）／男性外性器＋精巣（男性）			
	異常	女性仮性半陰陽	男性外性器＋卵巣	性分化疾患	
		男性仮性半陰陽	女性外性器＋精巣		
		真性半陰陽	卵巣＋精巣		
性染色体	正常	46染色体・性染色体XX（女性）／性染色体XY（男性）			
	異常	クラインフェルター症候群	47染色体・XXY	男性	無精子症
		ターナー症候群	45染色体・X	女性	
		XX男性	46染色体・XX	男性	低身長
		嚙丸性女性化症候群	46染色体・XY	女性	原発性無月経

性分化疾患／インターセックス

- ▶ 医学的に非典型：女（性染色体がXX）でも男（XY）でもない
- ▶ 妊娠初期の胎児は性別による違いなく、ともにミュラー管（女）とウオルフ管（男）を持つ
- ▶ 妊娠6週頃、Y染色体があれば精巣が作られ、その後アンドロゲン（男性ホルモン）が分泌され、男性器形成、ミュラー管消失により男に。Y染色体がなければ卵巣が育ち、アンドロゲン分泌なければ女性器形成、ウオルフ管消失して女に
- ▶ 男女ともミュラー管・ウオルフ管は完全には消失せず、体内にその痕跡をとどめて誕生する
- ▶ 性ホルモンは異性にもあり、人によって分泌量が異なる
- ▶ **生物学的性別の生成は絶対的でなく相対的**

生物的性別の法的決定方法

- ▶ 出生時の外性器の形状により、典型なら医師等が視診のみで決定。出生届の性別欄から戸籍の続柄欄に記載
- ▶ 外性器が典型的な形状をしていないばあい
- ▶ 検査等で届出を保留(戸籍法135条不適用)
- ▶ 性別等空欄で届出、後日追完(同34、45条)
- ▶ 非典型のとき、誤診ありうる → 出生時に届出た性が、その後の成長過程で間違い(錯誤)とわかったとして、家裁に申出、戸籍の性別(続柄)訂正(同113条)可能

トランスジェンダー > 精神疾患としての 性同一性障害(GID)、性別違和(GD)

- ▶ 優生保護法(1996年から母体保護法)28条で生殖を不能にする手術は犯罪(1969年ブルーボーイ事件)
- ▶ 1997年日本精神神経学会が「性同一性障害に関する答申と提言」を出し、1998年埼玉医科大で最初の同障害による性別適合手術。議論活発化し、治療として認められるように
- ▶ 2003年7月特例法制定、04年7月施行、08年改正
- ▶ 2016年末までに約7千人が性別変更
- ▶ 2018年4月 性別適合手術に保険適用開始

性同一性障害 (GID)

- ▶ 性同一性障害者特例法 2条(定義)
- ▶ 「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する**二人以上の医師**の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」

性同一性障害（GID）

- ▶ 特例法 3条（性別取扱い変更の審判）
- ▶ ①20歳以上
- ▶ ②現に婚姻していないこと
- ▶ ③現に未成年の子がいないこと
- ▶ ④生殖腺の除去（手術要件）
- ▶ ⑤新たな性別の性器に近似する外観形成（手術要件）

性同一性障害（GID）

- ▶ 法的な性別変更により可能になる権利：
 - ▶ ①変更された性別として異性との法律婚が可能
 - ▶ ②生殖機能を欠くためその夫婦の実子は持てないが、養子により法的に親となることは可能
 - ▶ ③AID(非配偶者間人工授精)により出生した子は嫡出子(最決2013年12月10日)
- ▶ **変更後の再変更規定無し**（変更後の取消1件あり「当事者が自らの性を誤信、医師も誤診」朝日新聞2017/10/29）

特例法の性別変更要件への批判

- ▶ 「20歳以上」
- ▶ 「非婚要件」
- ▶ 「現に未成年の子がいないこと」→ 子の福祉に影響を及ぼすとの懸念からだが、法律上の性別変更に関わりなくGID親とその子の関係は現に存在するので意味がない、親不適格の烙印との批判
- ▶ 「手術要件」→ 自己認識する性別の外性器を備えていなければ社会的に混乱が生じ得るためだが、危険な手術を強いることは人権侵害であり、手術困難な人や手術をせず性別変更希望する人(多数)を排除との批判
- ▶ 同様規定があったドイツは、いずれも違憲として削除

精神医学で性同一性障害(GID)削除、 国際的には脱病理化の流れ

- ▶ 2013年DSM-5(アメリカ精神医学会診断マニュアル)GID変更→性別違和(Gender Dysphoria)
- ▶ 客観的な心身の性別不一致にではなく、本人の主観的な性別違和(その人が困っているか)に焦点
- ▶ 2018年ICD-11(WHO国際疾病分類)精神疾患としての**GID概念削除** → 性別不合〔仮訳〕(Gender Incongruence)、疾患から「性的健康関連状態」へ
- ▶ 脱病理化し、本人が望めば医療アクセスは容易に

GID特例法に見える 日本の人権後進性

- ・医学的に否定された精神疾患名を継続使用
- ・本人の性自認より生物学的性別の社会規範性重視
→ 医師の診断と戸籍だけが性別を正当化？

- ・本人が望む医療サービスは確保しつつも、「かわいそうな精神患者」(差別的)ではなく「**人権(性的自己決定権)としての性自認**」という視点が必要 → 割当てられた性別と性自認が合致してもしなくても、同じ人権

ジョグジャカルタ原則と 国際社会の取組み

- 2006年 ジョグジャカルタ原則公表、人権にSOGI包摂の確認
- 2011年 国連人権理事会決議「性的指向・性自認と人権」
- 2014年 ILOプライド・プロジェクト開始
WHO手術要件への反対声明
UNHCR 条約難民該当性にSOGI認める
オリンピック憲章で性的指向による差別禁止
- 2015年 12国際機関共同声明「LGBTIに対する暴力と差別を撲滅するために」
- 2017年 ジョグジャカルタ原則プラス10
国連人権理事会「同性愛者への死刑非難決議」
(現在7カ国にあり)

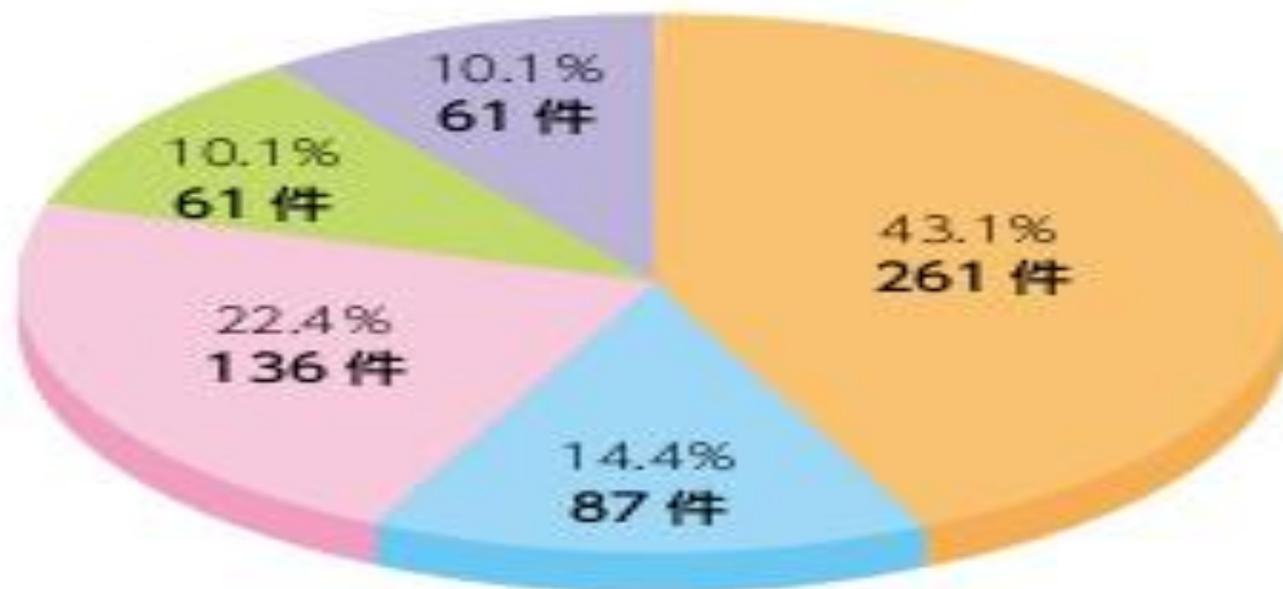
医学上の名称や 国際的理解が変わっても・・・

- ・当事者の暮らす社会が変化しなければ、困難は続く
- ・学校、職場での対応は

文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」(2016年4月)より、全国の小中高606件の報告から

(3) 約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていました。
一方、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

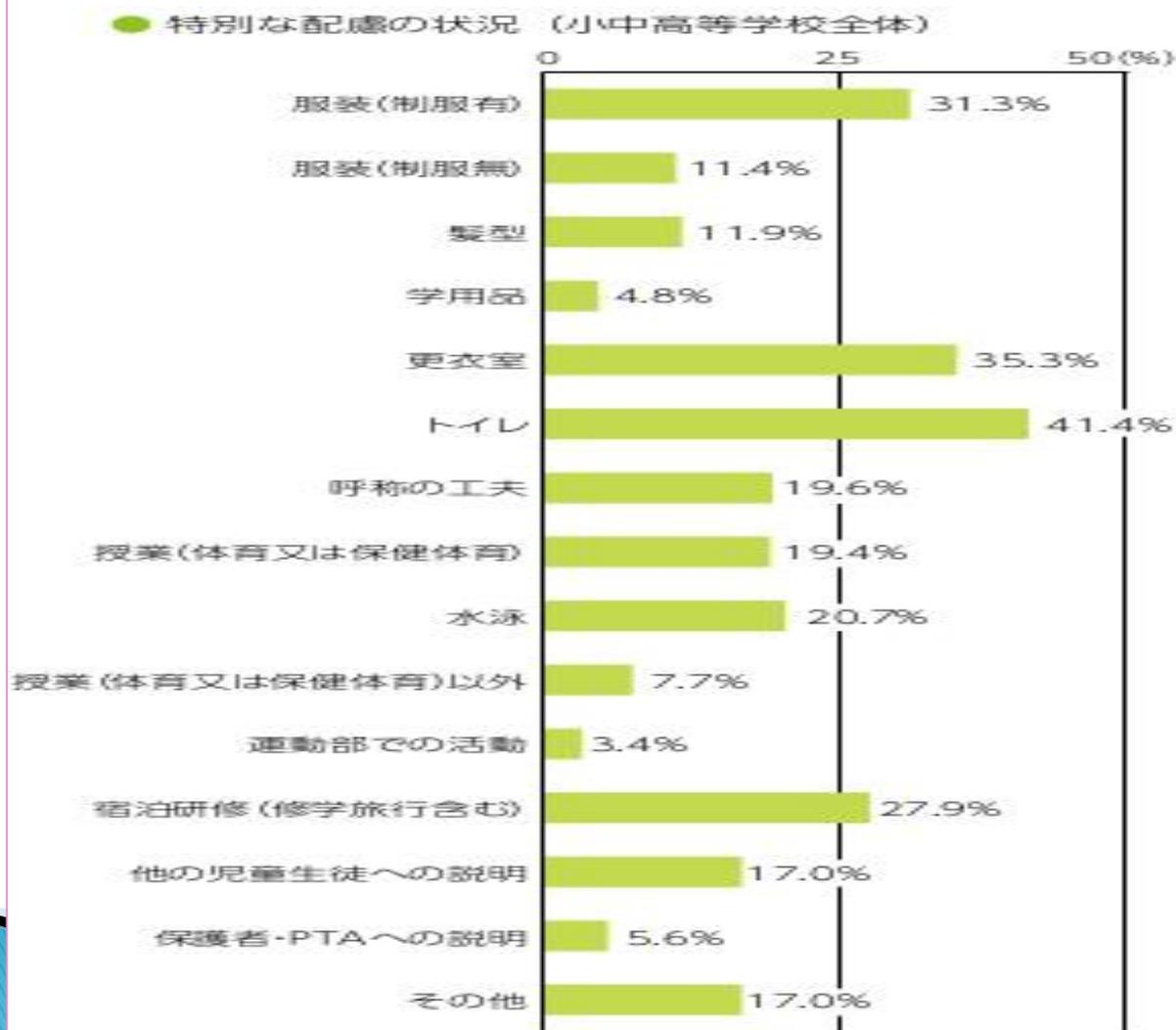
● 他の児童生徒や保護者に対する取扱 (秘匿の状況)



秘匿している ごく一部を除いて秘匿している
秘匿していない その他 無回答

文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」(2016年4月)より、全国の小中高606件の報告から

(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。



職場で大人のトランスジェンダーがかかえる 困難にも同様の対応が求められるはずだが・・・

- ▶ 経産省事件(2015年11月提訴)
- ▶ MtF、入省後GIDの診断、ホルモン投与、容姿手術、女性として勤務希望申入れ、話し合い
- ▶ 経産省の要請で当時の職場職員に説明会、女性として勤務開始、女性用休憩室・更衣室使用可、しかし、トイレは2階離れた女性用を使用(他女性職員の違和理由)
- ▶ 性別適合手術と戸籍変更しなければ異動先で説明会せよ、説明しなければ障害者用トイレを使用せよ、男に戻ってはどうか・・・ → 抑うつ状態、休職
- ▶ 人事院への行政措置要求退けられ、行政措置要求判定取消訴訟、国賠訴訟(安全配慮義務違反、人格権侵害)

経産省事件類似の先例

GID解雇無効判決

東京地判2002年6月20日

- ▶ 労働判例830号13頁
- ▶ MtF、GID診断、家裁で女性名に改名
- ▶ 女性として就労希望、配転拒否等で解雇

- ▶ 解雇無効。「他の従業員がXに抱いた違和感及び嫌悪感は、Xの事情を認識し、理解するよう図れば時間の経過も相まって緩和する余地も十分ある」のに、それをしていない → 解雇権の濫用

第3の性／中間性を認める国も

- ▶ ドイツ、インド、オーストラリア、ニュージーランド
- ▶ 米ニューヨーク州、カリフォルニア州
- ▶ 男・女への「保留」「無性」ではなく、
「第3の性」を認める意義
 - **生物学的性別の社会規範性を
揺るがす効果**

生物学的性別の規範性を支える 「男性同性愛への恐怖」(ホモフォビア)

- ▶ 歴史的に男性同性愛行為に厳しい処罰
- ▶ 聖書に基づく宗教的罪、反自然的性行為(ソドミー)
- ▶ 19世紀、処罰反対派が同性愛を病理化

- ▶ 日本では、江戸時代まで武士の男色・衆道に寛容
- ▶ 処罰は、改定律例1873(明6)-1882年鶏姦罪のみ
- ▶ 大正期に西洋から「変態性欲」論導入、処罰の歴史に乏しいまま同性愛を異常視して今日へ

男性優位(男>女)とする
生物学的性別の
規範構造イメージ

ホモソーシャル
(男同士の紐帯)

ホモフォビア
(男性同性愛嫌悪)

ミソジニー
(女性嫌悪)

性の多様性を認める余地は無い

日本における 同性愛者への差別、殺人事件

- ▶ 府中青年の家事件（東京高判1997年9月16日）
東京都教育委員会による同性愛者団体への
宿泊利用拒否に損害賠償命令
- ▶ 新木場強盗殺人事件（東京地判2000年11月16日）
同性愛男性を集団（中3、高1、25歳）で殺害
差別意識から被害者選定、正当化して犯行

日本では、SOGIめぐる差別やホモフォビアは少ないか？

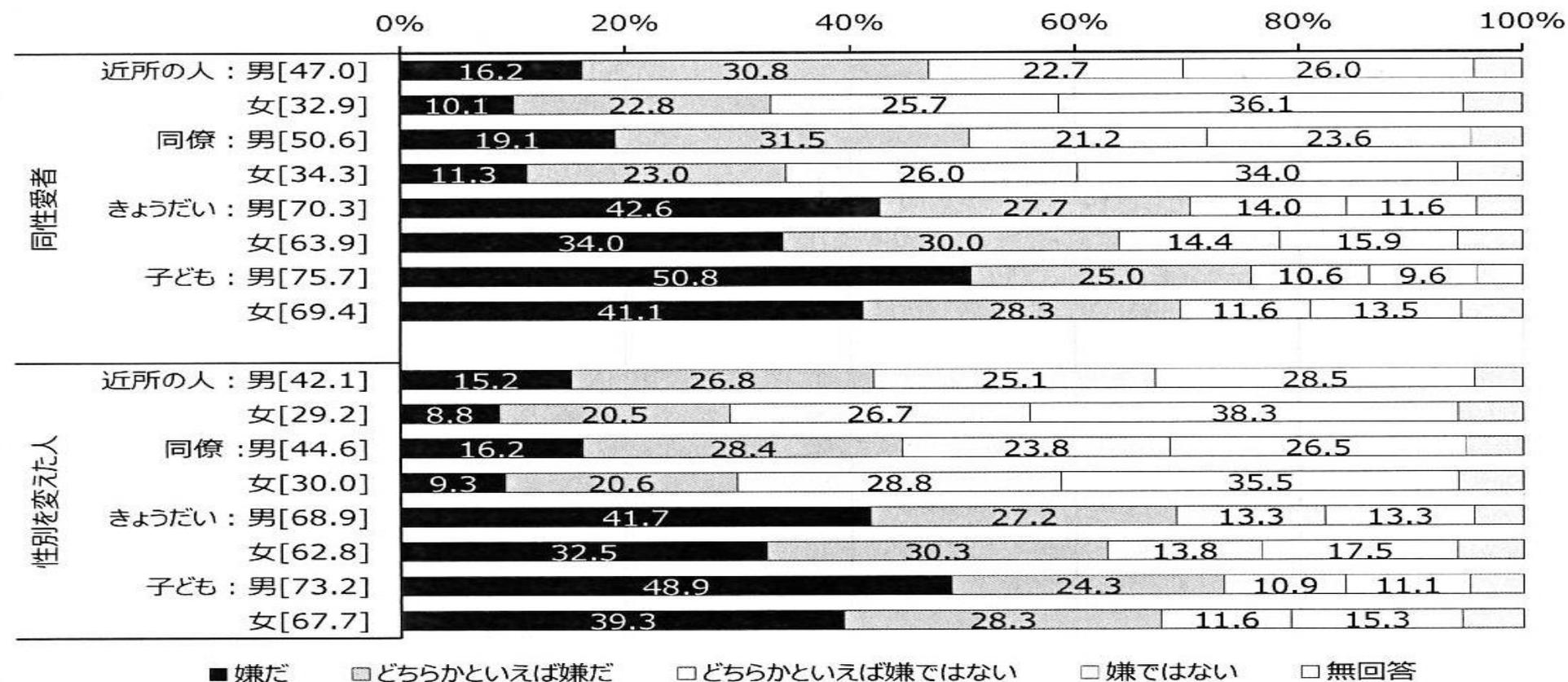
- ▶ SOGIめぐる偏見、からかいも、セクハラである
 - ▶ (2016年8月改正 厚労省均等法11条指針2条1項)
 - ▶ (2016年12月改正 人事院規則10-10第2条関係3)

- ▶ 「LGBT 7.6%」でも「友人にはいない」？

- ▶ **カミングアウトが容易では無い現実**

男性はLGBTへの拒否感・嫌悪感が強い

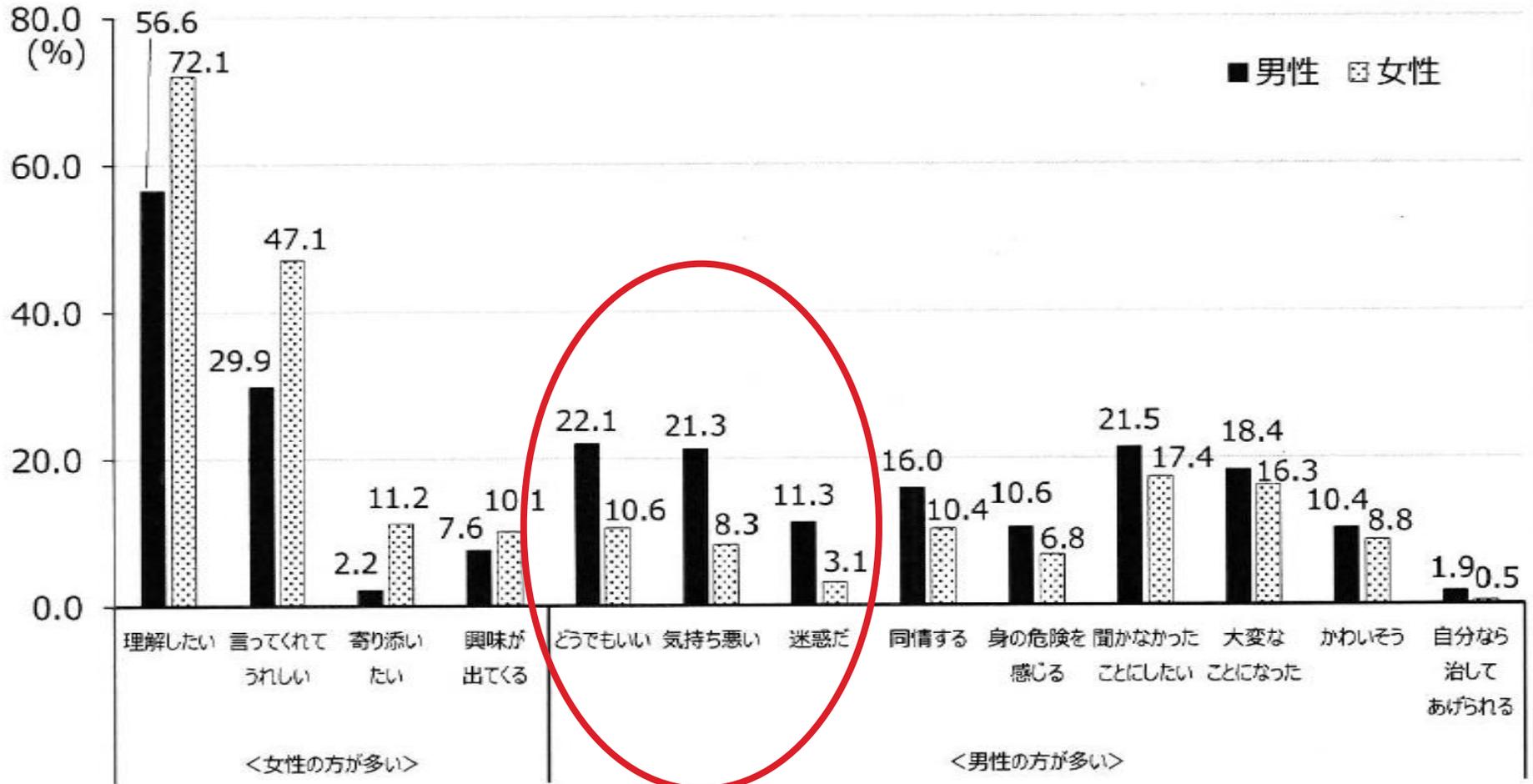
図 7-2 性別でみた、近所の人/職場の同僚/きょうだい/自分の子どもが「同性愛者」/「性別を変えた人」だった場合の反応



回答者数：男性 585 人、女性 674 人

[] 内の数値は「嫌だ」と「どちらかといえば嫌だ」を足した割合 (%)。

図 9-2 回答者の性別でみた、仲の良い同性の友人から
 同性愛者だと告げられた場合の反応



回答者数：男性 539 人、女性 614 人

同性婚を認める世界的潮流

- ▶ 1989年 デンマークで登録パートナーシップ制度開始
- ▶ 2000年オランダで同性婚容認
- ▶ 2017年6月ドイツ、12月オーストラリア
- ▶ 現在まで、欧州中心に世界24カ国で同性婚可能

- ▶ 2019年5月台湾、アジア初

- ▶ 同性愛者にも異性愛者と同じ人権を認めよ
- ▶ ⇔ 婚姻内でケアを完結させない新制度構築せよ

日本の現状

- ▶ 憲法24条・民法の「両性」「夫婦／夫・妻」の解釈
- ▶ 「同性婚想定外」⇔「同性婚禁じてない」

- ▶ 2015年から一部自治体が証明書発行（法的強制力なし）
- ▶ 公正証書作成で法的効果担保
- ▶ 養子縁組で法的親子

- ▶ しかし、男性・高齢者ほど高いLGBTへの嫌悪感・抵抗感
- ▶ カミングアウト困難、アウティング、脅迫
- ▶ 家庭、学校、地域、職場の差別・暴力は
▶ **権力者の放置・容認（偏見・無知）で悪化・激化**

3

男性の暴力支配と ジェンダー構造

男性暴力による支配：ジェンダー構造

1993年国連女性に対する暴力（VAW）撤廃宣言前文

VAWは「**男女間の歴史的に不平等な力関係の現れ**であり、これが**男性の女性に対する支配**及び差別並びに女性の十分な地位向上の妨害につながってきた」

VAWは「**女性を男性に比べ従属的な地位に強いる**重要な社会的機構のひとつである」

→ 男性による女性への支配の手段として
男性から女性への暴力を 社会が容認・後押し
【ジェンダー構造】

VAW男性加害者に**社会の後押し**

- ▶ **社会の後押し** = 公私二分論・性の二重基準による不処罰、男性優位の性別役割分業・雇用慣行・価値観に合致、ジェンダーバイアス、女性蔑視、VAWを促進・再生産
例) 夫による姦通妻殺害の宥恕、DV容認
- ▶ 暴力・経済力・社会的権力・知力etc.に「勝る者」が「劣る者」を支配して当然とする社会 ⇒ 「劣る者」の人権侵害必然
男→女、親→子、上司→部下、教師→生徒 etc.
さまざまなハラスメント、暴力で
「勝る者」は「劣る者」への人権意識希薄、
「人として同等」と考えない

「男らしさ」と暴力

- ▶ 「男は勝つ」「男は強くあれ」「男ならやり返せ」「男にする」
 - ▶ 男性に暴力容認／女性に禁止するジェンダー構造下で
男性は**暴力を選び・選ばされやすい**
 - ▶ 男性が「勝る者」として権力を握る社会では
男性は「劣る者」に**暴力を行使しやすい**
権力者は相手の欠点で自らの怒り・暴力を正当化
(女性も権力者になれば同じ: 児童虐待加害者は実母最多)
- ⇒ 「怒り」は感情(善悪ない)だが、「暴力」は選択
統御可能であるが、「男なら仕方ない」

暴力的犯罪の加害者は圧倒的に男性

平成29年版 犯罪白書

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員 (罪名別, 男女別)

(平成28年)

罪 名	総 数	男 性	女 性	女性比
刑 法 犯	226,376 (100.0)	180,120	46,256	20.4
殺 人	816 (0.4)	592	224	27.5
〔 嬰 児 殺 〕	13 (0.0)	4	9	69.2
強 盗	1,984 (0.9)	1,853	131	6.6
放 火	577 (0.3)	434	143	24.8
暴 行	25,736 (11.4)	23,188	2,548	9.9
傷 害	21,966 (9.7)	20,295	1,671	7.6
恐 喝	1,794 (0.8)	1,675	119	6.6
窃 盗	115,462 (51.0)	79,937	35,525	30.8
〔 万 引 き 〕	69,879 (30.9)	41,294	28,585	40.9
詐 欺	10,360 (4.6)	8,825	1,535	14.8
横 領	20,096 (8.9)	18,133	1,963	9.8
遺失物等横領	19,075 (8.4)	17,299	1,776	9.3
偽 造	1,379 (0.6)	1,071	308	22.3
そ の 他	26,206 (11.6)	24,117	2,089	8.0

注 1 警察庁の統計による。
 2 () 内は、罪名別構成比である。
 3 [] 内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

暴力が自らに向かうとき： 自殺

- ▶ 年間自殺者の7割が男性
- ▶ 日本の自殺者： 過去40年、毎年2～3万人で推移
- ▶ (1978-2018年の記録、2018年は20,840人)
- ▶ 男性の自殺動機1位「健康」、2位「経済」、3位「家庭」
(女性は2位と3位が逆)

【厚労省・警察庁「平成30年中における自殺の状況」2019年3月28日。
自殺原因は複合的。遺書等から明らかに推測できた動機3つまで計上】

4

まとめ

社会規範としての生物学的性別

その性別として「正常」とされたければ、

①に合わせて②～④を揃えよ

→ 男性中心ジェンダー構造の支柱

ホモフォビア、ホモソーシャル、ミソジニー、暴力容認

LGBTIQA+の戦い(？)(外から)

フェミニストの戦い(内から)

「第3の性」の存在は男性中心ジェンダー構造の前提(性別は2つだけ)を否定する

男性中心ジェンダー構造の解体は 男性が「男らしさ」から解放され、自己決定し、 ありのままで尊重される社会

- ▶ 社会から押し付けられた「男らしさ」の鎧を捨てられる
- ▶ 「自分らしさ」で生きられる
- ▶ 個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取り扱いを受けず、個人として能力発揮する機会が確保され、人権尊重を旨として形成される男女共同参画社会（基本法3条）
- ▶ 「男・女」に限らず「第3の性」も同様

誰もが加害者にならず、弱者のときも ありのままで尊重される社会に向けて

- ▶ 自らが持つ「弱さへの恐怖」を克服、弱さを受容
- ▶ 弱者（誰もがなり得る）への人権感覚の研磨
- ▶ 国家・社会・職場・家庭のジェンダー構造自覚、打破

「ジェンダーと法／人権」を学ぶ重要性

- ▶ 人権の無視及び軽侮が人類の野蛮行為をもたらし・・・恐怖及び欠乏のない世界の到来が一般の人々の最高の願望として宣言された・・・。すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

<1948年世界人権宣言前文・1条>